



# 第53期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年8月26日（金曜日）午前10時

## 開催場所

群馬県前橋市古市町1丁目35番1号

ホテル ラシーネ新前橋 3階  
コンベンションホール 銀河

三益半導体工業株式会社

（証券コード8155）

## 目次

● 第53期定時株主総会招集ご通知	…	1
● 株主総会参考書類	…	4
第1号議案 剰余金の処分の件		
第2号議案 定款一部変更の件		
第3号議案 監査役2名選任の件		
(添付書類)		
● 事業報告	…	10
● 計算書類	…	25
● 監査報告	…	28

### 株主の皆様へ

■新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書用紙の郵送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますよう、お願い申しあげます。

■本総会につきましては、ご出席の皆様へのお土産を取り止めさせていただきます。

■株主総会会場において、感染防止のための措置をとらせていただきますので、ご協力のほどお願い申しあげます。その他の株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(証券コード8155)

2022年8月5日

## 株主各位

群馬県高崎市保渡田町2174番地1

三益半導体工業株式会社

代表取締役社長 細谷信明

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年8月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具  
記

**1. 日 時** 2022年8月26日(金曜日)午前10時

**2. 場 所** 群馬県前橋市古市町1丁目35番1号  
ホテルラシーネ新前橋 3階  
コンベンションホール 銀河  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的項目

**報告事項** 第53期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 監査役2名選任の件

以 上

- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mimasu.co.jp/>)に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした計算書類の一部です。
- ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.mimasu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申しあげます。

議決権行使する方法には、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、  
同封の議決権行使書用紙を  
会場受付へ  
ご提出ください。

株主総会開催日時

**2022年8月26日(金曜日)  
午前10時**



## 書面で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に  
議案の賛否を  
ご表示のうえ、  
ご返送ください。

行使期限

**2022年8月25日(木曜日)  
午後5時30分到着分まで**



## インターネット等で 議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、  
議案の賛否を  
ご入力ください。

行使期限

**2022年8月25日(木曜日)  
午後5時30分完了分まで**

(注) 書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

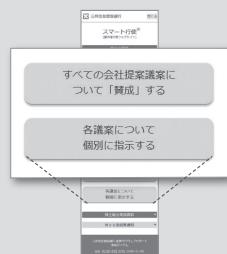
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

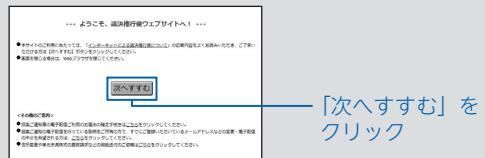
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

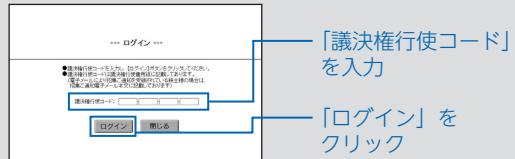
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

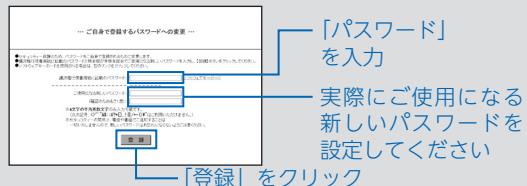
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、業績の向上と株主の皆様への利益配分をともに経営の重要課題と位置付けており、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額835,239,886円

なお、中間配当金として1株につき19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期に比べ1株につき12円増配し、45円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>附則</p> <p>第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>(3) <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役村岡正三氏及び中村修輔氏は、任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	1	●略歴、地位及び重要な兼職の状況	
村 岡 正 三		1974年4月 信越化学工業(株)入社	
(1949年10月13日生)		2006年12月 信越半導体(株)犀潟工場長	
所有する当社の株式の数	0株	2009年12月 同社磯部工場品質保証部長付	
再任		2014年8月 当社監査役（現任）	
社外監査役		●社外監査役候補者の選任理由	
独立役員		村岡正三氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、半導体関連事業における幅広い業務経験を活かした十分な監査実績を残していることから、引き続き監査役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。	

候補者  
番号

2

なか むら しゅう すけ  
**中 村 修 輔**

(1957年2月12日生)

所有する当社の株式の数

0株

**再任**

**社外監査役**

**独立役員**

### ●略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月 株群馬銀行入行  
2013年6月 同行執行役員総務部長  
2014年6月 同行執行役員監査部長  
2016年6月 同行常勤監査役  
2020年6月 ぐんざんシステムサービス(株)代表取締役社長  
2021年8月 当社監査役（現任）

### ●社外監査役候補者の選任理由

中村修輔氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、金融、経済及び監査に関する豊富な経験、知識を活かした十分な監査実績を残していることから、引き続き監査役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 村岡正三氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である信越半導体(株)の業務執行者であったことがあります。  
3. 村岡正三氏及び中村修輔氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が監査役に再任された場合、当社は両氏との責任限定契約を継続する予定であります。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「4.会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等（注）4.」に記載のとおりであります。各候補者が監査役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2022年9月に更新を予定しております。  
5. 当社は、(株)東京証券取引所に対し村岡正三氏及び中村修輔氏を独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症による影響が見られたものの、設備投資や生産の持ち直しなどを背景に、全体として回復基調となりました。

当社の主要なユーザーである半導体関連各社の設備投資には活発な動きが見られました。また、半導体シリコンウエハーの生産は、旺盛な半導体デバイス需要に牽引され高水準で推移いたしました。

このような経営環境の中で当社は、最先端加工技術の推進と低コスト化の両立を図るとともに、自社開発製品の拡販を積極的に進めるなど、総力を挙げて業績の向上に取り組みました。

この結果、売上高は744億3千2百万円となり、営業利益は75億5千7百万円（前期比24.2%増）、経常利益は75億6千4百万円（同25.5%増）、当期純利益は51億2千6百万円（同24.0%増）となりました。

なお、当期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。また、当該会計基準等の適用により大きな影響の生じる売上高については、前期比較（%）を記載しておりません。

セグメント別の事業の概況は次のとおりであります。なお、売上高及び利益には、セグメント間の内部取引に係る金額が含まれております。

#### 半導体事業部

当事業部におきましては、300mmウエハー（再生ウエハーを含む）を中心に生産は好調に推移いたしました。そうした中で、更なる品質の向上と原価低減を推進いたしました。

この結果、当事業部の売上高は484億4千9百万円、セグメント利益（営業利益）は57億2千万円（前期比12.8%増）となりました。

## **産商事業部**

当事業部は自社開発製品及びその他の取扱商品の拡販活動に積極的に取り組みました。

この結果、その他の取扱商品において収益認識会計基準等の適用による売上高の減少があり、当事業部の売上高は275億1千6百万円となったものの、セグメント利益（営業利益）は15億4千万円（前期比72.2%増）となりました。

## **エンジニアリング事業部**

当事業部は開発部門としての役割に特化し、自社製品の開発を積極的に行い、産商事業部を通じて販売いたしました。

また、半導体事業部で使用する装置の開発や設計・製作にも意欲的に取り組みました。

この結果、当事業部の売上高は50億8千9百万円、セグメント利益（営業利益）は6億7千6百万円（前期比22.6%増）となりました。

### **(2) 設備投資の状況**

当期中の設備投資は、半導体事業部上郊工場の生産設備の改善等を中心に行い、その総額は53億9千5百万円であります。

### **(3) 資金調達の状況**

当期中には、特記すべき資金調達はありません。

### **(4) 対処すべき課題**

今後の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の長期化による世界経済への影響が懸念されるものの、わが国経済は各種経済対策の効果により、持ち直しの動きが続くものと予想されます。

そうした中で半導体業界におきましては、半導体シリコンウェハーの需要は好調に推移するものと見込まれており、中長期的にも高水準の生産が継続されるものと予想されます。

このような経営環境のもと、当社といたしましては、より高精度かつ生産性の高い加工プロセスを確立して競争力の強化を図るとともに、自社製品等の拡販を積極的に進め、業績の向上に努めてまいります。また、安全性向上と環境の保全を経営の重要課題と位置付け、安定操業の継続に努めてまいります。さらに、社会的責任を果たし、持続可能な社会に貢献するため、全社的な活動としてSDGsの推進に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第50期 (2018年度)	第51期 (2019年度)	第52期 (2020年度)	第53期(当期) (2021年度)
売上高 (百万円)	95,163	92,075	85,051	74,432
経常利益 (百万円)	5,476	5,626	6,027	7,564
当期純利益 (百万円)	3,806	3,874	4,133	5,126
1株当たり当期純利益	118円49銭	120円60銭	128円68銭	159円59銭
純資産 (百万円)	60,665	63,541	66,680	70,602
総資産 (百万円)	97,390	101,576	94,135	104,280

(注) 当期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業部	主要な事業内容
半導体事業部	半導体材料の加工及び販売
産商事業部	計測器、試験機、情報機器、自動制御装置、その他精密機器、自社開発製品ならびにこれらに関連するシステムの販売
エンジニアリング事業部	各種製造、検査、試験システムの設計・製作・販売、及び純水製造装置、排水処理設備など各種プラントの設計・製作・販売

(7) 主要な営業所及び工場（2022年5月31日現在）

名 称		在 地				
本 社		群 馬 県	高 崎	市		
半 導 体 事 業 部		群 馬 県	高 崎	市		
産 商 事 業 部		群 馬 県	高 崎	市		
同 北 関 東 営 業 所		栃 木 県	足 利	市		
同 白 河 営 業 所		福 島 県	白 河	市		
同 埼 玉 営 業 所		埼 玉 県	深 谷	市		
同 三 河 営 業 所		愛 知 県	知 立	市		
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部		群 馬 県	高 崎	市		

(8) 従業員の状況（2022年5月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 1,105	名 +47	歳 40.5	年 17.4

(注) 従業員数には、嘱託51名を含んでおります。

(9) 主要な借入先（2022年5月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 47,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,497,183株  
     (自己株式 3,372,572株を含んでおります。)  
 (3) 株主数 6,254名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	13,733,824 株	42.8 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,396,200	10.6
中 澤 正 幸	1,976,593	6.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,784,300	5.6
株 式 会 社 群 馬 銀 行	701,530	2.2
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	614,724	1.9
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	558,500	1.7
ピクテ アンド シエ ヨーロッパ エスエールクセンブルク レフ ユーシツツ	410,800	1.3
信 越 半 導 体 株 式 会 社	359,424	1.1
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 381572	346,300	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式 3,372,572株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 澤 正 幸	
代表取締役社長	細 谷 信 明	
取締役副社長	片 平 孝三郎	産商事業担当兼エンジニアリング事業担当
専務取締役	八 高 達 郎	管理本部担当
常務取締役	山 崎 哲 生	半導体事業担当
取締役	春 山 進	春山・星野法律事務所弁護士
取締役	塚 越 勝 美	
取締役	栗 原 弘	
常勤監査役	萩 原 真 信	
監査役	村 岡 正 三	楠原利和公認会計士事務所公認会計士 明治安田損害保険(株)社外監査役
監査役	楠 原 利 和	明治安田アセットマネジメント(株)社外取締役
監査役	中 村 修 輔	ぐんぎんシステムサービス(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役春山進氏、塚越勝美氏及び栗原弘氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役村岡正三氏、楠原利和氏及び中村修輔氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役および監査役であります。

5. 監査役楠原利和氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役春山進氏、塚越勝美氏及び栗原弘氏ならびに監査役村岡正三氏、楠原利和氏及び中村修輔氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (ご参考) 取締役の専門性および経験(スキルマトリックス)

氏名	役職	企業経営	製造技術	営業	財務会計	法務コンプライアンス	サステナビリティ	リスク管理
中澤正幸	取締役会長	●		●			●	●
細谷信明	取締役社長	●	●				●	●
片平孝三郎	取締役副社長	●	●	●				
八高達郎	専務取締役	●			●	●		●
山崎哲生	常務取締役	●	●				●	
春山進	社外取締役					●		
塚越勝美	社外取締役	●		●	●			
栗原弘	社外取締役	●		●	●			●

(注) 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、指名・報酬委員会における審議を経ることで客観性・透明性も確保されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、客観性・透明性の向上を目的に、指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、また、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して、代表取締役会長が決定しております。

取締役の報酬等については、月次で支給する基本報酬と、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する賞与で構成するものとしております。基本報酬は、各人の役職や職責に応じて支給することとし、賞与は、当該事業年度の業績等を勘案して支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、基本報酬及び賞与の一部を拠出することにより、役員持株会を通じて当社株式を購入する制度を設けております。

当社は、会社法施行規則に定める業績連動報酬等及び非金銭報酬等については支給しないものとしております。したがって、報酬等の全てが業績連動報酬等・非金銭報酬等以外の報酬等となります。

なお、社外取締役の報酬等については、基本報酬のみを支給することとしております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年8月27日開催の第39期定時株主総会において年額350百万円以内と決議しております（使用者兼務取締役に対する使用者分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年8月27日開催の第39期定時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長中澤正幸に対し各取締役が担当する事業毎の実績等の評価を行う権限ならびに個人別の基本報酬及び賞与の配分の決定を委任しております。これは、代表取締役会長として経営の指揮を執り、当社の全ての事業及び各業務執行取締役の業務を統括していることから、実績等の評価を行い、個人別の報酬の配分を決定するに相応しいと取締役会が判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員 の員数（名）
		基 本 報 酉	賞 与	
取 締 役	290	200	89	8
監 査 役	22	22	—	4
合 計 (うち社外役員)	312 (27)	223 (27)	89 (—)	12 (6)

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役春山進氏は、春山・星野法律事務所弁護士であります。同事務所と当社との間に開示すべき関係はありません。
- ・社外監査役楠原利和氏は、楠原利和公認会計士事務所公認会計士であります。同事務所と当社との間に開示すべき関係はありません。また、同氏は、明治安田損害保険(株)社外監査役及び明治安田アセットマネジメント(株)社外取締役であります。各社と当社との間に開示すべき関係はありません。
- ・社外監査役中村修輔氏は、ぐんぎんシステムサービス(株)代表取締役社長であります。同社と当社との間に開示すべき関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役春山進氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての豊富な経験、知識を活かして適宜発言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
- ・社外取締役塚越勝美氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、金融及び経済に関する豊富な経験、知識を活かして適宜発言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
- ・社外取締役栗原弘氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、金融及び経済に関する豊富な経験、知識を活かして適宜発言を行うとともに、独立した立場から経営に対する監督を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
- ・社外監査役村岡正三氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会12回のすべてにそれぞれ出席し、半導体関連事業における幅広い業務経験を活かして適宜発言を行うとともに、監査機能を十分に発揮しました。
- ・社外監査役楠原利和氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会12回のすべてにそれぞれ出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験、知見を活かして発言を行うとともに、監査機能を十分に発揮しました。
- ・社外監査役中村修輔氏は、2021年8月26日の監査役就任以降に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査役会10回のすべてにそれぞれ出席し、金融、経済及び監査に関する豊富な経験、知識を活かして適宜発言を行うとともに、監査機能を十分に発揮しました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
------------------------	-------

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円
--------------------------------	-------

(注) 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、報酬見積りの算出根拠等について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i ) 役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行するための「行動指針」を制定する。
- ii ) コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室及びその他特定の規程等に定められた部門が内部監査を実施する。
- iii ) コンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。
- iv) 内部監査室は、当社の内部統制状況を把握、評価するなど内部監査を実施し、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- v) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。  
この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査役が閲覧可能な状態にて管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i ) リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。
- ii ) 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、リスク管理委員会を設置する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i ) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。
- ii ) 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
- iii ) 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

#### ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。内部統制の状況については、内部監査室が定期的に評価を実施する。

#### ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i ) 監査役会からの要望があった場合は、監査役スタッフを置くものとする。
- ii ) 監査役スタッフの人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- iii ) 監査役スタッフがその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指揮命令に従わなければならないものとする。

#### ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i ) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、危機管理規程に従って、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- ii ) 監査役は、取締役または使用人に対し報告を求めることができる。
- iii ) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役会に対して定期的に報告する。
- iv ) 監査役に報告をした取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i ) 監査役は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
  - ii ) 監査役と取締役会議長との間で定期的に意見交換会を開催する。
  - iii ) 監査役は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。
  - iv) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- i ) 役員及び使用人は、「行動指針」のもと、業務に取り組んでおります。
- ii ) コンプライアンスの状況に関する内部監査につきましては、内部監査室が部門毎に実施しております。
- iii ) コンプライアンス相談窓口につきましては、法令及び規程等に違反する行為が行われている事実が確認された場合、内部通報規程により、代表取締役社長及び監査役に報告される体制が構築されております。

② 情報の保存及び管理に関する取組み

文書管理規程、情報管理規程等の定めに従い情報の保存及び管理を実施し、重要な情報はセキュリティ対策を厳重に施すなど適切な措置を講じております。

③ 損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行し、リスク管理委員会を半期毎に開催し、全社のリスク管理方針、部門別リスク評価、部門別リスク管理活動等について審議・議論を行っております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることに関する取組み

取締役会は、法令及び定款に規定された事項、取締役会規則に規定した事項等を決議しており、当事業年度につきましては、13回開催しております。また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営陣幹部を含む業務執行取締役が諸施策を適切迅速に審議決定し、重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を定期的に開催しております。当事業年度につきましては、12回開催しております。

#### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

- i ) 監査役は、必要に応じ取締役または使用人からの報告を受けております。また内部監査室は、監査役会に対し、内部監査の実施状況について四半期毎に報告しております。
- ii ) 常勤監査役は、経営会議、リスク管理委員会その他の重要な会議、委員会に出席しております。
- iii ) 監査役と取締役会議長との間の意見交換会につきましては、当事業年度中に3回開催しております。
- iv) 監査役と会計監査人との間の意見交換会につきましては随時、監査役と内部監査室との間の意見交換会につきましては四半期毎にそれぞれ開催し、連携を図っております。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	69,709	流 動 負 債	33,126
現 金 及 び 預 金	25,326	支 払 手 形	1,093
受 取 手 形	1,071	買 掛 金	23,028
売 売 掛 金	35,989	未 払 金	2,957
商 品 及 び 製 品	1,101	未 払 費 用	2,282
仕 売 掛 金	1,695	未 扟 法 人 税	2,930
原 材 料 及 び 貯 藏 品	2,861	契 約 負 債	247
前 前 渡 金	1,021	預 金	39
前 前 払 費	638	役 員 賞 与 引 当 金	89
そ の 他	7	製 品 保 証 引 当 金	72
貸 倒 引 当 金	△4	そ の 他 債 務	384
固 定 資 産	34,571	固 定 負 債	551
有 形 固 定 資 産	30,422	退 職 給 付 引 当 金	385
建 構 物	20,381	資 産 除 去 債 務	5
機 械 装 置	912	そ の 他	160
車両 運搬器具	4,794	負 債 合 計	33,677
工 具 器 具 備	58	(純資産の部)	
土 地	713	株 主 資 本	70,541
建 設 仮 勘 定	2,084	資 本 剰 余 金	18,824
無 形 固 定 資 産	858	資 本 準 備 金	18,778
水 道 施 設 利 用 権	1,476	利 益 剰 余 金	18,778
ソ フ ト ウ エ ア 他	425	利 益 準 備 金	37,710
そ の 他	418	その 他 利 益 剰 余 金	689
投 資 そ の 他 の 資 産	14	別 途 積 立 金	37,021
投 資 有 価 証 券	3,291	緑 越 利 益 剰 余 金	7,900
長 期 前 払 費 用	417	自 己 株 式	29,121
緑 延 税 金 資 産	127	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△4,770
差 入 保 証 金	2,657	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	61
そ の 他	38	緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	112
資 产 合 計	49	純 資 産 合 計	△51
	104,280	負 債 及 び 純 資 産 合 計	70,602
			104,280

# 損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			金額
売 上	高		74,432
売 上 原 価			60,479
売 上 総 利 益			13,953
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,396
営 業 利 益			7,557
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1	
受 取 配 当 金		13	
為 替 差 益		56	
受 取 保 険 金		20	
固 定 資 産 売 却 益		10	
そ の 他		29	131
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		0	
固 定 資 産 除 売 却 損		123	
そ の 他		0	124
経 常 利 益			7,564
特 別 損 失			
減 損 失		45	
投 資 有 価 証 券 売 却 損		16	61
税 引 前 当 期 純 利 益			7,503
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,645	
法 人 税 等 調 整 額		△1,269	2,376
当 期 純 利 益			5,126

## 株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本							自己株式	株 主 資 本 合 計		
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	別 積 途 金	繰 越 利 益 金					
2021年6月1日残高	18,824	18,778	689	7,900	25,164	33,754	△4,770	66,585			
会計方針の変更による累積的影響額					△13	△13			△13		
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,824	18,778	689	7,900	25,150	33,740	△4,770	66,572			
事業年度中の変動額											
剰余金の配当					△1,156	△1,156			△1,156		
当期純利益					5,126	5,126			5,126		
自己株式の取得							△0		△0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	3,970	3,970	△0	3,969			
2022年5月31日残高	18,824	18,778	689	7,900	29,121	37,710	△4,770	70,541			

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金	評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 領 ・ 換 算 合 計	
2021年6月1日残高	109		△14	94	66,680
会計方針の変更による累積的影響額					△13
会計方針の変更を反映した当期首残高	109		△14	94	66,667
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,156
当期純利益					5,126
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	2		△36	△33	△33
事業年度中の変動額合計	2		△36	△33	3,935
2022年5月31日残高	112		△51	61	70,602

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

三益半導体工業株式会社  
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 林 令 史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎知岳  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三益半導体工業株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月22日

三益半導体工業株式会社	監査役会
常勤監査役 萩原 真信	㊞
社外監査役 村岡 正三	㊞
社外監査役 楠原 利和	㊞
社外監査役 中村 修輔	㊞

以 上

# 株主総会会場ご案内図

群馬県前橋市古市町1丁目35番1号  
ホテル ラシーネ新前橋 3階  
コンベンションホール 銀河  
TEL (027) 251-1144 (代)



J R 新前橋駅(東口)から徒歩約3分